

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月26日 10時25分ごろ
発生場所	熊本県 ^{れいほく} 苓北町九州電力苓北発電所西方沖 九州電力苓北発電所専用港西防波堤灯台から真方位185°800m付近 (概位 北緯32°28.7′ 東経130°01.8′)
事故の概要	漁船 ^{こつよう} 幸洋丸は、北北東進中、また、プレジャーボート ^{ゆき} 幸丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月29日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 幸洋丸、4.53トン KM3-29437（漁船登録番号）、個人所有 第293-29475号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 幸丸、長さ2.30m なし、個人所有 第293-29475号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、九州電力苓北発電所西方沖の防波堤（以下「本件防波堤」という。）付近で ^{えさ} 餌の小魚を釣る目的で、船長Aが、本件防波堤付近に向けて北北東進していたところ、B船と衝突した。 船長Aは、経験から本件防波堤付近に他船はいないと思っていたが、本件防波堤が背景となってB船が視認しづらかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、本件防波堤付近で船外機を停止して漂泊し、船首を南方に向け、船長Bが、東方を向いて同乗者の竿に掛かった魚を船内に取り込もうとしていたところ、エンジン音を聞いてA船が接近していることに気付き、A船に向かって大声を上げたものの、A船と衝突した。 B船の乗船者は、全員が膨脹式救命胴衣を着用していた。

<p>分析</p>	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、経験から本件防波堤付近に他船はいないと思い、本件防波堤付近に向けて航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、同乗者の竿に掛かった魚を船内に取り込もうとして漂流を続けていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、経験から本件防波堤付近で釣りをを行う他船はいないと思い、本件防波堤付近に向けて航行を続け、また、船長Bが、同乗者の竿に掛かった魚を船内に取り込もうとして漂流を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船を見掛けたことがない海域であっても、他船がないと予断を持つことなく、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流して釣りをを行う場合、釣りのみに意識を向けることなく、周囲の適切な見張りを行うこと。